

県産有機農産物学校給食活用促進事業実施要領

第1 目的

学校給食等での県産有機農産物の活用を進めるにあたっては、次代を担う児童・生徒や栄養教諭をはじめとする学校給食等関係者が県産有機農産物の特長や環境負荷の少ない農業の価値への理解を深めることが重要である。

この要領は、学校給食等関係者が県産有機農産物や環境負荷の少ない農業への理解を深める取組への支援に必要な事項を定めるものとする。

第2 実施方法

知事は、効果的かつ円滑に事業を遂行するため、公募により事業実施者を募集し、適当と認められる者への委託により実施するものとする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、兵庫県内に所在する次の者から公募し、決定するものとする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農地所有適格法人
- (3) 有機農業者で組織するグループ
- (4) 認定農業者
- (5) 加工事業者
- (6) その他、事業を遂行する能力を有していると知事が認める者

第4 事業内容

事業実施者は、学校等（小学校・中学校・特別支援学校(小学部・中学部)、幼稚園・保育園・認定こども園、その他県が認める教育施設）と連携し、次の(1)及び(2)の活動を合わせて実施するものとする。

- (1) 学校給食等への県産有機農産物等の供給
- (2) 学習機会の提供

児童・生徒や栄養教諭をはじめとする学校給食等関係者を対象とした県産有機農産物や環境負荷の少ない農業に関する出前授業や産地学習会、ほ場での作業体験や工場での加工体験の受入れ等

第5 必須要件

- (1) 学校給食等を対象とした事業とすること。ただし、小学校又は中学校、特別支援学校(小学部・中学部)のいずれかを事業対象に含めること。
- (2) 学校給食等に供給する県産有機農産物等とは、次のいずれかに該当すること
 - ア 県内で生産された有機 JAS 認証（転換期間中を含む。）を受けている農産物及びそれを原料とした加工食品
 - イ 環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象となる県内農地で生産された農産物及びそれを原料とした加工食品
- (3) 連携する学校等を確保し、事業実施にあたり自ら必要な調整を行うこと。
- (4) 実施内容は、既存の取組のみではなく、本事業を契機として新たに取り組む内容を含むこと。

第6 委託期間

契約の日から事業を実施した年度の1月末日を期限として、委託契約で定める日までとする。

第7 委託金額

委託金額は1件あたり550,000円以内とし、予算の範囲内で採択する。

第8 事業計画書の作成

委託を受けようとする者は、様式1により事業計画書を作成の上、別途指定する期日までに次の書類を添えて知事あてに提出するものとする。

- (1) 収支予算書(様式2)
- (2) 応募者の概要が分かる資料(定款、規約、組織図、名簿、活動報告等)
- (3) 以下のいずれかの書類(加工品については、材料が次のいずれかであることが分かる書類)
 - ア 有機JAS認証書
 - イ 環境保全型農業直接支払交付金の市町の認定通知(環境保全型農業直接支払交付金実施要領共通様式第4号)および農場管理シート(環境保全型農業直接支払交付金実施要領様式第1号)
- (4) その他、必要と認められるもの

第9 対象経費

- (1) 要領第4の活動に要する次の経費

対象経費	経費例
1 報償費	講師謝金等
2 旅費	講師旅費等
3 需用費	消耗品費、印刷製本費、賄材料費等
4 役務費	通信運搬費等
5 委託料	動画制作委託料等
6 使用料及び賃借料	会議室借上料、器械類等の借上料等

- (2) その他、事業実施のために知事が適当と判断する経費

第10 対象外経費

- (1) 事業実施者の運営維持のために要する経費
- (2) 工事費
- (3) 飲食に要する経費
- (4) 領収書がない等使途不明経費
- (5) その他、知事が不相当と判断する経費

第11 事業計画の審査

- (1) 知事は、提出された事業計画書について、事業の必要性や期待される効果、遂行能力等を考慮して審査を行う。
- (2) 知事は、審査の結果、委託を受けようとする者に事業計画書の修正を求め、条件を付すことができるものとする。
- (3) 知事は、採択の可否に関わらず、応募者に結果を通知する。

第12 委託の契約

知事は、事業計画書等の内容を確認のうえ、委託契約を締結できると判断する場合は、

様式3により請書を作成し、委託契約を締結する。

第13 再委託の禁止

委託を受けようとする者は、委託事業を第三者に委託することはできない。ただし、委託事業の一部を第三者に再委託することにより、委託事業の効果が増大すると考えられる場合には、知事と協議のうえ委託事業の一部を再委託することができる。

第14 内容の変更等

- (1) 受託者は、事業計画の内容を変更する必要がある場合には、速やかに知事に報告すること。
- (2) 知事は、報告内容を勘案し、必要に応じて、変更計画書の提出を求めることができる。
- (3) 提出を求められた受託者は、要領第8の規定に準じて変更計画書を提出し、知事の承諾を得るものとする。

第15 実績報告

受託者は、委託事業が完了したときは、完了後1か月を経過する日までに、様式4により実績報告書を作成し、次の書類を添えて知事に提出する。

- (1) 収支決算書(様式5)
- (2) 領収書・納品書等使途が確認できるもの
- (3) 活動の様子が分かる写真
- (4) 環境保全型農業直接支払交付金実績報告書(環境保全型農業直接支払交付金実施要領)様式第6号)および添付書類(第8の(3)のイの場合のみ)
- (5) その他、必要と認められるもの

第16 委託料の支払

- (1) 知事は、提出された実績報告書を精査し、適正に事業が実施されていると認められる場合に、委託料を支払う。
- (2) 委託料の支払は、事業完了後、受託者が提出する請求書(様式6)により精算払することを原則とする。
- (3) 知事が必要と認めたときは、前金払をすることができるが、実績に基づき精算する。
- (4) 委託料は、千円未満を切り捨て支払うものとする。

第17 委託金額の変更

適正な事業執行が認められない場合、知事は委託金額を変更することができるものとする。

第18 その他

- (1) この事業に係る事務は、兵庫県農林水産部流通戦略課において処理する。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 応募に係る一切の経費は、応募者の負担とする。
- (4) 虚偽の内容に基づく応募やその他の不正行為があった場合には、委託料の支払後であっても、返還を命じるものとする。
- (5) この事業を実施するうえで生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)については、

受託者の責任で対処するものとする。

- (6) この要領に定めのない事項については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。